

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市議会議長(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった別紙記載の公開請求(以下「本件請求」という。)について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 平成28年9月21日(受付は同日)、審査請求人は、岩出市情報公開条例(平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年9月30日、実施機関は、本件請求に対して対象となる公文書を「平成28年第1回岩出市議会定例会会議録」と特定し、「条例第2条第2項による公文書に該当しないため」との理由により、拒否する旨の決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 同年10月5日(受付は同日)、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

「条例第2条第2項による公文書に該当しない為」は、「不採択理由」があるからこそ、不採択とした。

「不採択理由を説明してこそ請願書として処理した義務」を果たしたことになる。

「公文書に該当しない」の請求拒否を取り消し、条例の趣旨に適合する回答をせよ。

第4 審査請求の理由

財務課長補佐は、度々虚偽発言等があり、「財産区は元々なかった」、

「大字船戸字長谷1118-1」

「大字船戸字北原1110外1110番台全て分筆地番」

「大字船戸字岩ヶ谷外新たな分筆地番」

は誤りが無く、「岩出町外4ヶ村協定書12項目は間違いであった」と法務局登記官に発言するなど根拠も、理由、裏付けの無い、説明の出来ない虚偽発言(違法行為)が目立つ。

又、審査会事務局も「請求文書が存在しない為」の非開示(拒否)決定

は、開示請求対象文書である「財産区の存置していなかったとする根拠証明書」が存在しないことであって、存在しないとする根拠がない。根拠がないデタラメを公務員が発言して根拠のない虚偽説明した事は、地方自治法第2条第15項の規定に該当し、16項規定でこれを無効とする。

公務員が発言したことは虚偽発言の出来ない公務員法違反であるから当該処分を取り消し発言の通り根拠を開示せよ。

昭和31年7月4日付財産区の存在は事実である。

この事実記載は何よりも事実であって、現岩出市職員は事実を隠すことは出来ても（犯罪ですが）、ねじ曲げたり、別の土地（事実）に変更したり、代用することは出来ない。

もし、事実を隠し、虚偽説明のために、「財産区は存在しない」など、嘘の説明をしたのであれば、当然公務員法違反で地方自治法第2条第15項に抵触し、16項規定で無効である。

財産区は現在存置していない課長等の発言が正しいことの証明が存在しないのだから、財産区は現在存在していることになる。

議案第35号で「財産区の存置」を報告しているのであるから、岩出市総務部財務課は「財産区の存在」を認め、矛盾無き議会報告をすべきであり、「大字船戸字北原、同字岩之谷、同字長谷地番の存在地」を変更させることは出来ない。

地番域の変更が変更された事実が判明した場合、これは不動産登記法違反で地方自治法第2条第15項に抵触し第16項で無効となる。

従って、存在した財産区が、国土調査法に基づく地籍調査図に存在せず、大字上三毛の地番が、大字船戸の地番域に存在する場合当然財産区の土地侵奪したことになる、大字上三毛から移動した地番の土地所有者等に容疑が掛かることになる。

当然、存在することを承知の上財務課長等は何らかの目的を以て、財産区の存在を否定する魂胆で虚偽説明をしたものである。

発言を信じた国民を欺く目的であったならば犯罪行為であり、公務員法違反である。

岩出市職員として財産区そのものの存在を認めていないのであれば、「請求文書が存在しない為」の拒否の理由を挙げることは出来ない筈である。

非開示（拒否決定）を取り消し、存在しないことを立証せよ。

岩出町外4ヶ村の協定書第12項の目的は、これを利用したゴルフ場に地番移動させ、町有財産の横領目的であったとすると当然地方自治法第2条第15項に抵触し、16項規定で無効である。

地方自治法第294条～297条規定に基づき岩出市にゴルフ場を運営する権利を設定した場合その収益は民間から民間に渡るのでなく、岩出市

決算からの歳出とならなければならない。

この根拠となる公文書に対し、岩出町元町長がこの財産区に旧小倉村大字上三毛字長谷や岩之谷、北原の地番を移動させこの土地を国土調査法地籍調査したものであるが、「地籍調査の位置は、旧那賀郡小倉村大字上三毛字長谷でなく、合併当時同じ小倉村であった大字山崎の無番地である地域に新たな字名を「大字船戸」を名付け、通常あり得ない「大字上三毛字長谷」、「大字上三毛字岩ヶ谷」、「大字上三毛字北原」の地名を移動させたものである。

これらの地名は、「大字上三毛以外にはない」

そもそも、「大字船戸」とは、大字上三毛の小字であった船戸を岩出町外四ヶ村協議会協定で定めた第12項目「大字はそのまま移管する」「但し那賀郡小倉村大字上三毛字船戸については、那賀郡岩出町大字船戸とする」であって、

「大字船戸字北原」註1、

「大字船戸字岩ヶ谷」註2、

「大字船戸字長谷」註3、

これら地区名変更は何処にも根拠が無く、告示も無い事から岩出町の計画的犯行と言える。

この違反行為を情報公開審査会が「妥当」と判断した場合計画的犯行の一環とみなし告発する予定である。

地方自治法では、地方公共団体の行為を厳しく監視しており（同第2条第15項）違反した場合は無効とする規定がある（同条第16項）。

第5 実施機関の説明

審査請求人が情報公開請求した、不採択理由のわかる公文書は、存在しないが、実施機関は、本会議における当該請願書に関する質疑、討論、採決の内容が記録されている「平成28年第1回岩出市議会定例会会議録」について、審査請求人の求める内容を含んでいると考え、本件請求の対象となる公文書と特定した。

この会議録については、市のウェブサイトに掲載するほか、岩出図書館にも配架し市民の閲覧等に供していることから条例第14条第2項の規定により条例の規定が適用されない公文書である。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

審査請求人は、本件処分を取り消し、条例の趣旨に適合する回答を求め

ている。

一方、実施機関は、本件処分の対象となった公文書は、市のウェブサイトに掲載するほか、岩出図書館にも配架し市民の閲覧等に供していることから条例第14条第2項の規定により条例の規定が適用されない公文書であると主張している。

このことから、本件処分の対象となった公文書が条例の規定が適用されない公文書に該当するか否かについて検討を行った。

条例第14条第2項では、「この条例の規定は、図書館、資料館、その他の市の施設において市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、これを適用しない。」としている。

本件処分の対象となった公文書について確認したところ、実施機関の説明のとおり当該請願書に関する質疑、討論、採決の内容が記録されているとともに、市のウェブサイトへの掲載と岩出図書館への配架により市民の閲覧等に供していることが認められた。

よって、本件請求の対象となった公文書は、条例の規定が適用されない公文書に該当すると考えるのが相当である。

2 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、その他市職員が虚偽の説明をしたなどの種々の主張をしているが、当審査会は、条例第13条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公開可否決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・10・19	実施機関からの審査請求に係る諮問書の受理
H28・10・26	審査会から実施機関に対して弁明書の提出依頼
H28・11・8	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H28・11・11	審査請求人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼 （審査請求人から反論書の提出なし）
H29・3・7	諮問に対する答申を行うための審査会の開催

	・実施機関担当者から説明の聴取
H29・5・15	諮問に対する答申を行うための審査会の開催

【別紙】

本件公開請求の内容

岩議会第 420 号「官報告示通り地籍調査をやり直す求めに関する請願書」は「不採択」となった。告示と異なる地域又は範囲の調査は別土地で国土調査法に違反する。不採択理由のわかる公文書。